

日之影町農業委員会 第10回総会

開催日時 : 令和3年4月22日(水) 午前9時開会

開催場所 : 役場 中央研修館

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 山本 英二 米田 正
 矢通 広信 工藤 昭一 一水 秀樹 桝田 隆盛
 甲斐 直 高岡 光美 中川 今朝久 押方 徹
 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : 穂積 ミサ子 今村 浩二三

議事日程 : ① 議案第30号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

② 議案第31号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

③ 議案第32号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

④ 議案第33号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

⑤ 議案第34-1号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑥ 議案第34-2号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑦ 議案第34-3号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 4番 山本英二 委員、5番 米田 正 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第30号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は〇〇集落から公民館に向けて行く途中を、右山手側へ登ったところにあります。 貸付人の〇〇さんは、現在、〇〇に在住で、〇〇歳であります。 借受人の〇〇さんは、〇〇歳で、〇〇集落に住んでおり、奥さんと二人暮らし、花き栽培を主に農業を営んでいます。貸付人とは従兄弟になります。 該当農地は、5年前に今回と同様の利用権賃借の契約が結ばれ、5年経ちました今回、その契約を更新するとうかがっております。 ご審議宜しくをお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第30号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第31号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第31号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員	説明します。 場所は〇〇集落の公民館付近にあります。 貸付人の〇〇さんにつきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。 借受人の〇〇さんは、〇〇歳で、〇〇集落に住んでおり、母親と奥さんと三人暮らし、畜産を営んでいます。貸付人とは従兄弟になります。 次の航空写真をご覧ください。場所は〇〇集落の公民館付近で、該当農地は、5年前に今回と同様の利用権賃借の契約が結ばれ、5年経ちました今回、その契約を更新の申し出です。 以上です。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第31号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第32号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第32号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は、〇〇集落から公民館に向けて行く途中の右側と、〇〇氏宅の手前100mの道下の2箇所になります。 貸付人の〇〇さんにつきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。 借受人の〇〇さんは、〇〇歳で、〇〇集落に住んでおり、奥さんと二人暮らし、この方も、貸付人とは従兄弟になります。 花き栽培や農作業受託事業、野菜などを栽培し道の駅等で販売を行っています。 該当農地は、野菜やもち麦、栗が植栽されており、5年前に今回と同様の利用権賃借の契約が結ばれ、5年経ちました今回、その契約を更新の申し出です。 ご審議宜しく申し上げます。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第32号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第33号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第33号について説明・朗読)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

説明します。

議案第33号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。

場所は、県道〇〇線〇〇川沿いの〇〇集落の先の道上になります。

貸付人の〇〇さんは、〇〇に住んでおり、〇〇歳であります。

借受人の〇〇さんは、〇〇歳で、〇〇集落に住んでおり、父親と二人暮らし、施設果樹栽培を主に農業を営んでいます。

該当農地は、10年前から今回と同様の利用権賃借の契約が結ばれ、その契約を更新するものでございます。

賃借期間は、令和8年12月までの5年間で、賃借料は年間〇〇円のように。

ご審議宜しくをお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

隣接する農地の所有者はどなたですか。

(事務局) 〇〇集落の〇〇さんの農地になります。

白い建物は何か？

(事務局) 堆肥小屋になります。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第33号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第33号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長	次に、議案第34号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。議案第34-1号から議案第34-3号は、借受人が同じで関連しておりますので、一括して審議したいと思います。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第34号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は、〇〇の向かい側になります。 議案書にありますように平成〇〇年〇〇月に一時転用の許可を受け、埋め立ての事業を行っていたようですが、一時転用の許可期限であります3年間では事業が完了しなかったようです。一時期は事業を行っていませんでしたが、半年ほど前より土砂の搬入を再開しており、現在、延岡から土砂を運んでおります。地権者からのクレーム等もなく、承諾を得ているようでありますので問題はないかと思います。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
議長	再度申請した場合、許可は取れるのか。
事務局	最終的には県の許可案件となりますので、町農業委員会として意見書を送付することになります。
議長	現地の農地は、三筆だけか。
事務局	はい。三筆以外の農地は、既に非農地判断がされております。
〇〇委員	転用期間はいつからか。
事務局	県が許可した日から3年間となります。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第34-1号から議案第34-3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第34-1号から議案第34-3号は、許可相当として県知事に意見書

を送付します。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
ありがとうございました。
第10回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。